



税関関係業務の見直しについて

2012年11月21日
輸出入・港湾関連情報処理センター(株)

1. 税関関係業務の見直し

第6次NACCSにおいては、以下の項目について見直す方向で検討を行うこととする。

なお、基本仕様確定以降において制度改正等によるシステム仕様の変更が生じる場合は、詳細仕様の検討において反映する。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	① 出港前報告制度に係る業務の見直し ② 輸出入申告における入出力項目の見直し ③ 利便性向上に向けた業務の見直し	
2. 現行仕様	① 出港前報告制度については平成26年3月の導入に向けて業務仕様の検討を進めている。 ② ー ③ システム化が行われていない業務、項目追加等が望ましい業務が存在する。	
3. 見直しの経緯	① 現在検討を進めている出港前報告制度に係る業務仕様については、既存（現行）業務への影響を排除する方向で進めており、次期では既存業務も含めた全体的な見直しが必要となる。 ② よりきめ細やかな通関時審査を実現する等の観点から、輸出入申告業務について一部見直しを行う。 ③ その他業務のシステム化及び項目追加等を行い、官民双方の利便性向上を図る。	
4. 次期仕様	➤ 上記見直しの経緯を踏まえ、必要な仕様変更を実施する。	

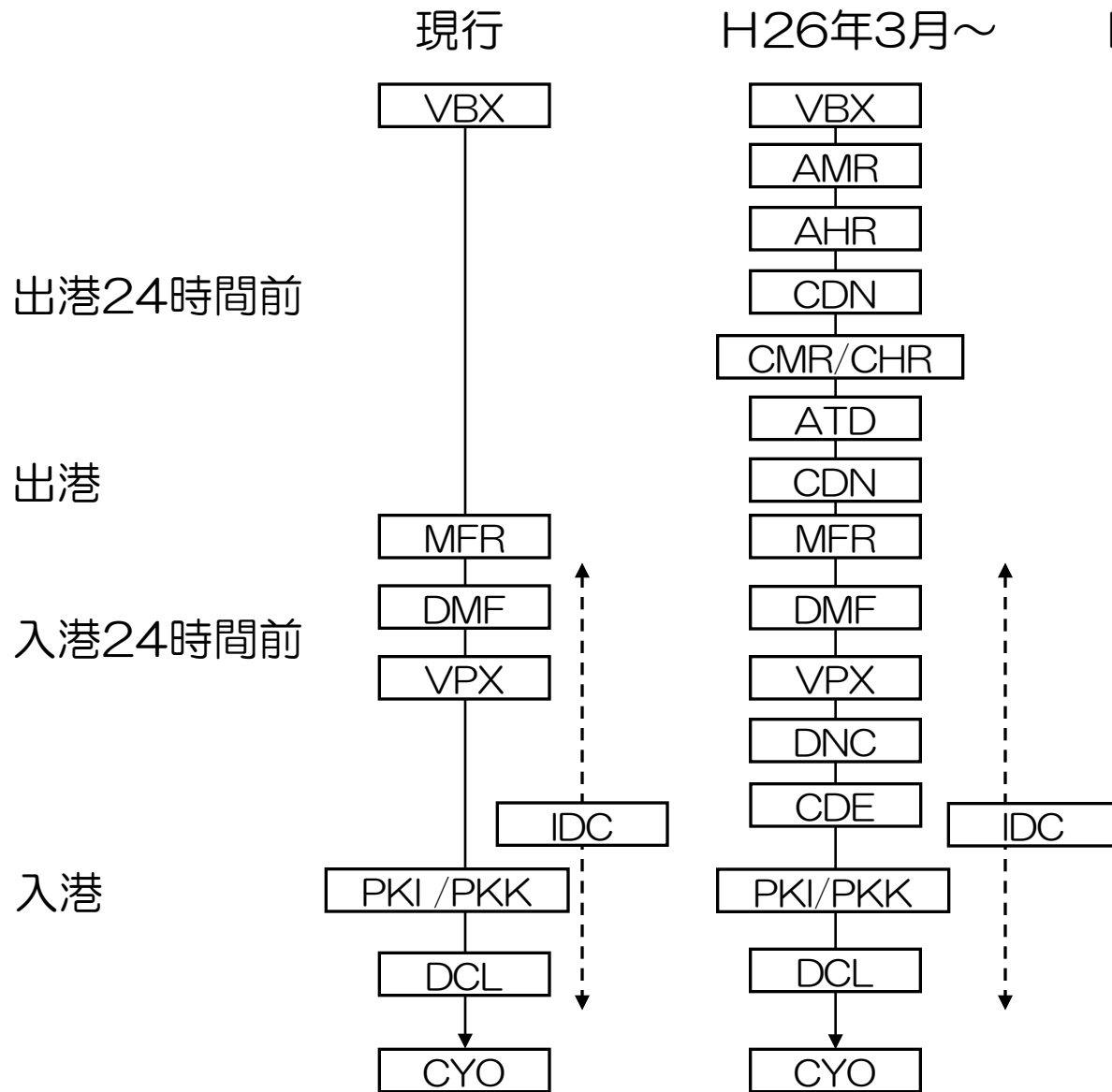
2. 出港前報告制度に係る業務の見直し

現在、平成26年3月施行予定の出港前報告制度導入に向けては、自社システム利用者への影響を考慮し、既存の現行業務に大きな影響を与えない方向で業務仕様の検討を進めているが、一連の入出港手続き全体の最適化等を図ることを目的として、第6次NACCS更改のタイミングで必要な見直しを検討する。

出港前報告制度に係る業務の見直し

区分	見直し内容（例）	備考
①業務の見直し	システム更改にあわせ、業務フロー・データフローの見直しを検討する。なお、見直しにあたっては申請者の利便性にも配慮する。 ・ATD及びDMF業務の統合 ・MFR業務の省略 等	暫定措置を解除することも検討。
②システムキーの見直し	B/L番号をB/Lに記載された番号の入力を原則とする方向で検討する。 ・NACCS用船会社コード（4桁）+31桁 ・上記入力によってユニーク性を担保すると書類上のB/L番号を入力できなくなる場合に対応するため、書類上のB/L番号欄を設ける。	【現行】 NACCS用船会社コード（4桁）+16桁
③入出力項目の見直し AMR/AHR	一見直し項目一 ・書面上のB/L番号 ・荷送人住所（一括入力廃止） ・荷送人住所（郵便番号） ・品名、品目番号、IMDGコード等の複数入力化 等	

(参考) 出港前報告制度に係る業務フロー



一連の入出港手続き全体の最適化等を図ることを目的として、第6次NACCS更改のタイミングで、以下の事項について、見直しを検討する。

- ・ ATD及びDMF業務の統合、MFR業務の省略といった業務の見直し。
- ・ 暫定措置の解除。

3. 輸出入申告における入出力項目の見直し

税関における通関時審査において、よりきめ細やかな審査を行うこと等を目的として、以下のとおり申告項目の見直しについて検討する。

区分	見直し項目（例）	備考
入出力項目の見直し	<p>輸入申告業務において以下の項目の追加等を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入者コード体系、付与単位の見直しに伴う入力欄の新設 ・ 輸入者郵便番号欄の必須化（現在は任意項目） ・ 輸入承認証番号等の欄数増加 ・ インボイス番号欄の必須化（現在は任意項目） ・ EPA税率を使用して申告する場合、原産地証明の「自己証明」に係る入力欄を新設等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見直し項目については、詳細仕様の検討時に最終決定を行う。 ・ 輸出申告業務についても同様に見直しを図る。

現行の画面イメージ

次期の画面イメージ

4. 利便性向上に向けた業務の見直し

第2回合同WGにおいて、既に税関関係手続きの一部についてシステム化を提案しているが、以下の業務についても新たにシステム化を図ることとする。

業務	概要	備考
(1) 包括評価申告業務	現在、汎用申請業務となっている包括評価申告業務について、NACCSのオンライン業務として新設する。 ※個別評価申告についても検討する。	評価結果のシステムへの反映の即時化に向けた検討をする。
(2) 仮陸揚届業務 (海上)	CMFO3業務の見直し（CLR業務との連動の見直し及び必要項目の追加等）を検討する。	必要に応じてマニフェスト登録業務への項目追加を検討。
(3) コード発給業務	各種コード発給及び関連付け業務を新設する。	
(参考)	第2回合同WGにおける提案事項 ① 輸出取止め再輸入手続き ② 汎用申請手続きの個別業務化 ③ 事項登録業務・確認業務の追加 ④ 蔵入貨物の後続業務の可能化 ⑤ 空コンテナの仮陸揚げ対応	

※上記の業務のほかにも、システム化が対応可能な業務があれば、あわせて検討する。

以下の入力項目について見直しを行い、業務の改善を図る。

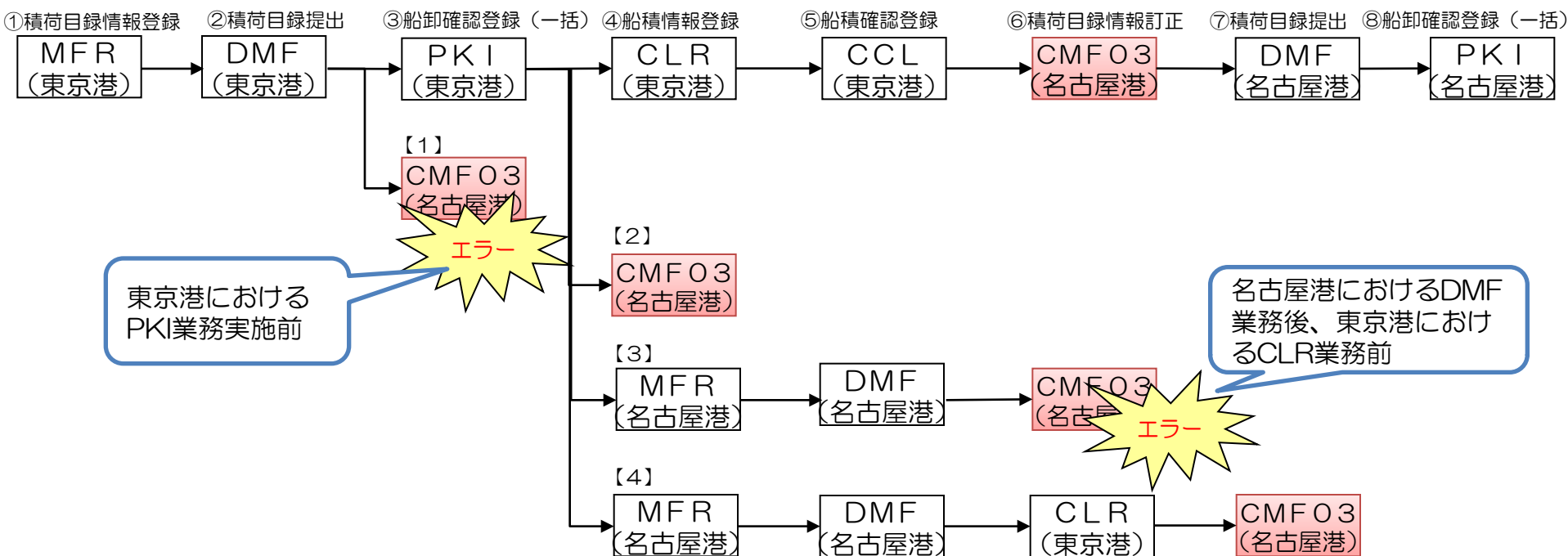
項目	概要	備考
(1) 船舶コード	船舶コードについて「信号符字」から「IMO番号」への変更を検討する。	

(参考) 仮陸揚貨物 (海上) に関する課題

一度仮陸揚した貨物を再度陸揚げ (仮陸揚げ) する場合に、次船卸港の追加を「積荷目録情報訂正 (次船卸港の追加) (CMF03)」業務で行うが、現行システムにおいてCMF03業務の実施可能なタイミングが、第1港における船卸確認業務や、第2港に対する積荷目録提出業務の実施の有無に左右されてしまい、当該業務を実施する船会社等の運用に支障をきたしている。

現行システムにおけるCMF03業務の実施可能タイミング

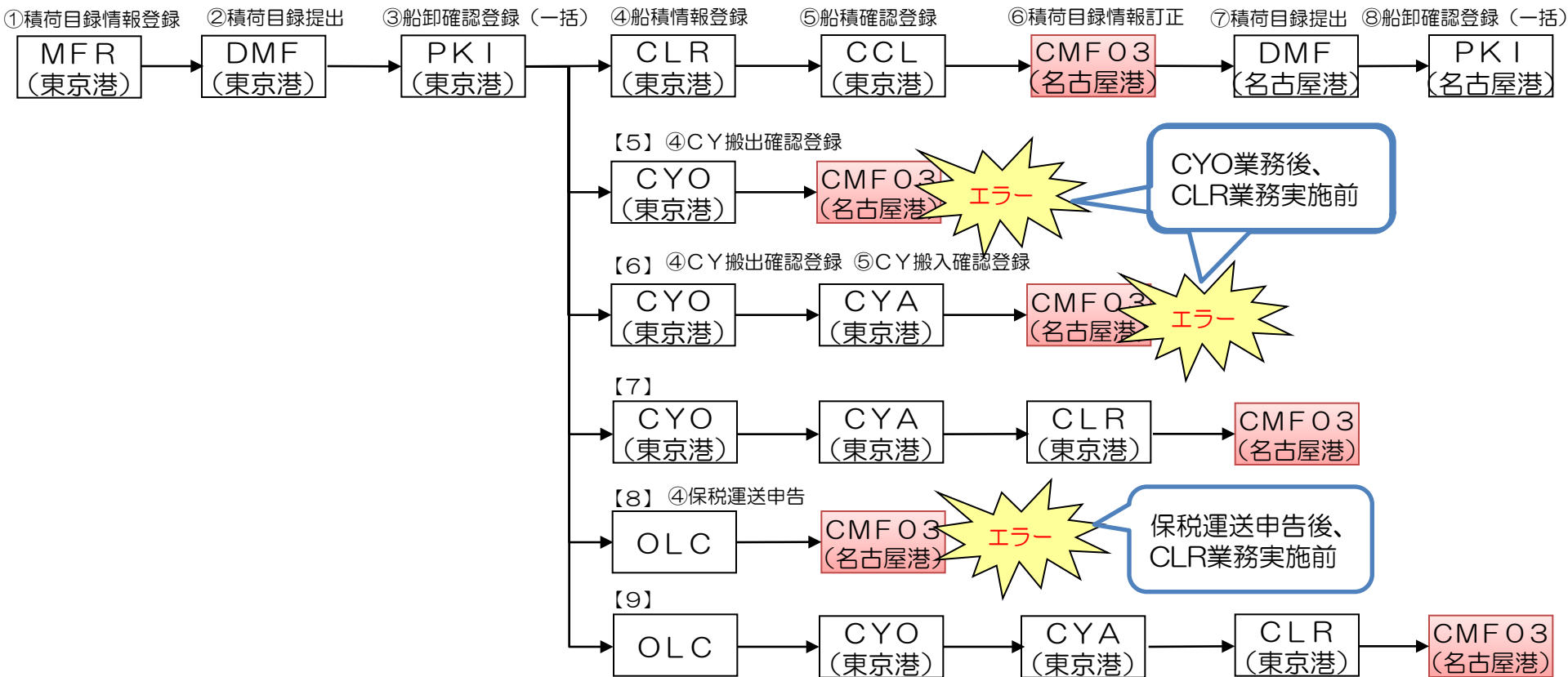
(例) 東京港 (第1港) で仮陸揚げ、同港で船積後、名古屋港 (第2港) で船卸し (または仮陸揚げ) する場合



(参考) 仮陸揚貨物 (海上) に関する課題

現行システムにおけるCMF03業務の実施可能タイミング (つづき)

(例) 東京港 (第1港) で仮陸揚げ、同港で船積後、名古屋港 (第2港) で船卸し (または仮陸揚げ) する場合



【今後の方向性】

一度仮陸揚した貨物を再度陸揚げ (仮陸揚げ) する場合に、前港における船卸し後であれば、次船卸港の登録を実施できるように、新規業務の追加または「積荷目録情報訂正 (次船卸港の追加) (CMF03)」業務の見直しを検討する。